

本日ここに、令和4年白川町議会第1回定例会を招集しましたところ、議員全員のご参集を賜り心からお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は世界規模で感染が拡大し、2年余りが経過しようとしています。人々の健康、生活、社会、経済が大きな影響を受ける中、休業要請などの社会経済活動の自粛といった感染拡大防止策に多くの皆様にご協力いただいたことで、昨年末には一旦は落ち着きを見せましたが、今年に入り新たにオミクロン株が猛威を振るっています。岐阜県では、独自の「非常事態宣言」を発出するとともに、「まん延防止等重点措置」の適用区域の指定を受け、その期間も延長されております。白川町も1月24日に町独自の「第6波非常事態宣言」を発出し、さらなる感染予防対策の強化についてお願いをしてまいりました。

このような中、2月7日に保健福祉課の職員に新型コロナウイルスへの感染が確認され、その後、あわせて8名の職員に感染が確認されました。「非常事態」を宣言し、感染防止を呼び掛ける立場にある職員において、多くの感染者が発生したことにつきまして、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。これまでも、感染防止対策として職場において消毒等を徹底してまいったつもりですが、より一層庁舎内等での感染防止対策を徹底するとともに、職員への感染防止に対する意識啓発にも積極的に努めているところでございます。

町民の皆様には3回目のワクチン接種にご理解とご協力をお願いいたします。2022年の干支は「壬寅（みずのえとら）」。厳しい冬を乗り越えて、新しい成長が始まる年とされています。コロナが1日も早く終息し、飛躍の年になることに大きな期待を寄せるところです。

昨年9月の町長就任以来、私なりにスピード感をもって懸命に駆け抜けてきたつもりです。長年、議員として予算審査を行ってまいりましたが、予算編成は初めてのことで、正直これほど大変なものとは思っておりませんでした。

私の想いを十分反映できたかと問われれば、十分はできていないと回答せざるを得ませんが、例えば「特定地域づくり事業協同組合」の設立など、私が以前から提案していた事業など、施策全般にわたって細かく思いを伝えながら初めての予算を編成したところでございます。

それでは、ただ今より、今定例会に提出してまいります議案の大要についてご説明申し上げます。

議第2号から議第7号までは、令和4年度一般会計予算並びに各特別会計予算であります。

それぞれの予算規模は

		本年度当初対比
一般会計	61億1,000万円	1.3%増
国民健康保険特別会計	9億9,700万円	8.3%増
簡易水道特別会計	5億5,600万円	1.5%増
地域振興券交付事業特別会計	4,000万円	3.6%減
介護保険特別会計	12億1,000万円	0.5%減
後期高齢者医療特別会計	1億5,400万円	8.5%増
総額	90億6,700万円	1.9%増

としております。

ここからは第6次総合計画の5つの基本目標に沿って、予算概要についてご説明申し上げます。

(1) 産業・経済の循環に地域資源を活かす

本町の豊かな農村風景を守り、農地の多面的機能を維持していくためには、地域が一体となって農地を守ることが大切であり、引き続き日本型直接支払事業の活用と集落営農組織、夏秋トマト生産者、有機農業者や新規就農者などの担い手への支援を進めるとともに守るべき農地の集積を進めます。

老朽化した農業基盤の再整備には、国や県の制度を活用しながら取り組みます。佐見地内のほ場整備事業では、久室地区に続き大寺地区も採択される見込みとなり、区画の拡大や用排水路の再整備による生産性向上に対する期待が高まっています。

白川茶においては、生産農家の高齢化や日本茶離れによる需要低迷など厳しい状況にあります。茶業振興会や茶商会とも連携して茶生産組合の体制整備や販路拡大、農地の荒廃防止に取り組みます。

本町の総面積の約88%は森林です。豊富な森林資源の有効活用と東濃ひのきを主とした産業を活性化し、町内雇用の維持拡大、適正な森林管理の促進による災害対策・景観形成につなげるため、引き続き森林施業促進を目的とした森林境界の明確化、間伐、林業従事者の育成を推進してまいります。

林道整備事業では、新設・改良合わせて7路線を予定しており、木材生産のための計画的な森林整備の推進に努めてまいります。

町内商工業については、コロナ禍が状況に拍車をかけ、後継者不在による事業継続が難しい状況が続いており、依然として厳しい経営を強いられています。町民の暮らしを支え、賑わいをもたらす商工業者の活気を取り戻すため、商工会とともに後継者となる人材の育成や、新たに起業する者への支援を継続してまいります。

循環型経済の下支えとなる地域マネー「白川町地域振興券」の活用についても、電子化を含め有益な活用方法をさらに研究し、さらに便利で利用しやすいものとなるよう町内消費の増加に努めます。

町内の企業や農林業の担い手として、必要な時期に必要な人材を派遣する「白川ワークドット協同組合」は、今年4月から事業を開始する見込みとなりました。国の「特定地域づくり事業協同組合」の認可を受け、複数の仕事を組み合わせるマルチワーカーにより、新たな雇用と働き方を提供するものです。岐阜県では初めての試みとなり、町外から本町へ人の流れをつくり、人材確保の受け皿になることが期待されます。

クオーレふれあいの里キャンプ場や、道の駅ピアチェーレ、よいいち美濃白川など、観光施設の在り方が変わる中、今までにはなかった活用や役割を見出し、常に工夫を重ね、健全運営に努力するよう指導してまいります。

(2) 生きがいと活躍の場を作り、健やかな暮らしに活かす

新型コロナウイルス感染症の早期終息に向けて、国・県と力を合わせて3回目のワクチン接種に取り組んでいます。町民の皆様には、順次案内をしており、接種を希望される方ができる限り早く接種できるよう努めてまいります。また、ワクチンの有効性や安全性、副反応の可能性など、正しい情報の提供にも引き続き努めてまいります。

健康増進事業については、適正な医療受診と疾病の重症化予防につなげていくため、新型コロナウイルス感染症に対する予防対策を徹底しながら、受診率の向上に努めてまいります。

社会保障制度においては、引き続き国民健康保険税の段階的な引き上げを行ってまいります。令和4年度は、後期高齢者医療保険の制度改正により、高齢化に伴う医療費の増加への対応と世代間の負担の公平性を保つため、所得に応じて医療費の2割負担をお願いすることになります。被保険者の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。また、高齢者の健康寿命の延伸を図るため、疾病予防・

重症化予防と生活機能の維持などに一体的に取り組む「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」にも取り組んでまいります。

各種福祉サービスの充実を図るには、公的な福祉だけではなく、地域で助け合い支え合う仕組みづくりが必要となってまいります。そのため、生活支援コーディネーターが中心となった住民主体の生活支援の場づくりや、生活援助従事者などの人材育成にも取り組んでまいります。令和4年度は、地域の福祉の支え手でもある民生児童委員が改選となります。民生児童委員の活動へのご理解ご協力を引き続きお願いいたします。

(3) 最新技術と情報を安全・安心な暮らしに活かす

町道の整備については、自治会・自治協議会等を通じて様々な要望をいただいておりますので、緊急性や地域バランスに配慮しつつ、より多くの皆様に快適に利用いただけるよう維持管理及び改良事業を実施するとともに、安全安心や予防保全の観点から、災害防除や道路橋梁メンテナンスも計画的に進めてまいります。

また、国道41号上麻生防災事業をはじめ県道改良や災害防除事業、白川浸水対策等の国・県事業が促進されるよう、引き続き国・県との連携・協力体制の構築を図ってまいります。

昨年、町内の医療機関と連携し、新たな運行サービスを開始しました公共交通「おでかけしらかわ」については、自家用車のない高齢者の買い物や通院、高校生の通学の足として、安全安心な運行に努めているところです。地域ごとに課題の解決を図りながら、さらなる利用者の利便性向上を目指し、合理的な運営に努めてまいります。

国は、昨年9月にデジタル庁を創設し、先端技術やICTツールを有効に活用して、行政サービスの向上と地域インフラの整備を進めることとしており、地方のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を提唱しております。本町においても、町民生活をより快適にし、住みよい暮らしを継続するため、このDXの推進が一つのカギになると考えます。防災、農林業、土木、保健医療、教育など、幅広い分野のDXについて、民間企業と連携する中、本町の将来を見据えたデジタルサービスについて検討してまいります。最初の取り組みとして、一番身近にある情報ツール「ケーブルテレビ」のマルチ機能を使ったサービスの提供について研究してまいります。

生活安全推進事業では、要望が増えている既設防犯灯のLED化等に対応した補助金の創設や、各地区の入り口・出口付近に防犯カメラ11基を新設する事業に着手いたします。

防災対策事業については、令和4年度から新たに任用する消防署職員OBの協力もいた

だきながら、自助・共助力の強化を図るため、それぞれの地域で取り組む自主防災活動を支援するなど、引き続きハード・ソフト両面にわたって進めてまいります。

地域防災の中核的役割を担う「消防団」につきましては、出動手当の大幅な見直し、また従来の操法訓練や大会の見直しなど処遇改善や負担軽減を図ることとしております。様々な課題に対して検討を重ねながら、今後も持続可能な「白川町消防団」の形成に取り組んでまいります。

懸案となっております庁舎整備につきましては、基本計画が出来上がりましたので、この計画をもとに、さらに様々なご意見をいただきつつ、基本設計、実施設計の策定へと進めてまいります。

生活インフラについては、簡易水道施設において管路・電気設備ともに老朽化がかなり進んでおり、今年度も漏水修理に伴う断水で利用者の皆様には度々ご迷惑をお掛けしました。人口減少で水道料金収入が減少する中、維持管理コスト縮減に努めつつ安全安心な水を安定供給できるよう、浄水場やポンプ場の設備更新並びに配水管布設替工事を実施してまいります。

また、合併処理浄化槽の普及率は8割を超えましたが、残る2割は単独浄化槽や汲み取りのため未処理の生活排水が河川に放流されています。令和4年度から汲み取りを合併処理浄化槽に転換する場合の汲み取り槽撤去費や配管工事費を補助対象とし、合併処理浄化槽の普及促進と河川の水質汚濁防止を図ります。

(4) ふるさと愛を育み次世代のまちづくりに活かす

令和2年4月、新白川小学校の誕生に続き、本年の4月から白川中学校と佐見中学校が統合することになります。両校の歴史を引き継ぐとともに、新たな白川中学校として着実にスタートができるよう進めてまいります。また、学校活動のさらなる充実と地域力向上を図るため、地域が学校の目標を共有して行う地域学校協働活動を推進し、子どもたちの豊かな人間性を涵養します。

町内保育園については、関係する地域の皆様、保護者の皆様のご理解を求め、5地区に保育園を配置できるよう配慮してまいります。

教育運営の基本方針は、後ほど鈴木教育長から詳しく説明させていただきます。私からの説明は割愛させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(5) 住み続ける人、住みたい人の良さ、つながりを活かす

地域を守り、後世へ引き継いでいくためには、ここに暮らす町民自らの協働、協力が欠かせません。持続可能な白川町をつくるため、町民自らが自らの手で、自分の住む地域を変え、維持しようとする意識が必要と考えます。町民自身が地域の課題をしっかりと認識し、共通の展望、目的を持って進むことで、「行政に任せるのではなく、住む者みんなで支え合う」という機運が生まれることを強く望みます。自治会や有志、自治協議会などの話し合いを進め、その地域の課題と展望に向かうまちづくり団体「地域運営組織」が生まれることに期待をしています。コロナ禍により、希薄になった地域コミュニティの強化をねらうとともに、取り組みの波及が町全体に広がるよう、基盤づくりを支援いたします。

また、外部の力も重要な要素となります。本町に住みたい、関わりたいという方とつながり、住み続ける私たちが受け入れることで、その地域は大きく変わっていくと思います。空き家の活用を含め、移住促進にも引き続き取り組み、地域おこし協力隊や集落支援員、ワーキングホリデーの学生たちの活躍により、さらに地域が盛り上がるよう支援してまいります。「ふるさと応援寄附金」についても、外部との重要なつながりです。大変ありがたいことに年々増加傾向にありますので、町への熱い思いを効果的に行政に活かせるよう、情報発信に努めてまいります。

様々なつながりを大切にして、いつまでも住み続けられる白川町を目指してまいります。

(歳入)

以上で、歳出予算の説明を終わり、続いて、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町の歳入のうち、4割を占める地方交付税につきましては、令和3年度の普通交付税交付実績（27億4,555万円）、国の地方財政計画（案）及び令和2年度国勢調査の人口数をもとに試算を行い、計上いたしております。人口を基本とした上で、地域住民の取り組みを対象とする指標と地域企業の取り組みを対象とする指標をそれぞれ用いて算定しております。

国は、まち・ひと・しごと創生事業費の交付税算定について、引き続き、地域デジタル社会推進費において2,000億円程度、地域の元気創造事業費において4,000億円程度、人口減少等特別対策事業費において、6,000億円程度を算定することとしており、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていきます。

歳入の約9%を占める町債では、道路や簡易水道施設といったインフラ整備や学校施設の整備に対して、後年度に交付税措置される割合の高い過疎対策事業債や、さらに有利な辺地対策事業債を引き続き積極的に活用してまいります。

繰入金のうち基金繰入金では、財政調整基金から3億円、庁舎整備基金から9,000万円、地域振興基金から2,900万円、産業振興基金から1,400万円をそれぞれ取り崩し、必要な経費に充当することとしております。

歳入全体として、町税や繰入金、町の施設の使用料といった自主財源では、令和3年度当初予算に比べ4.7%増の17億3,502万円余を見込み、国や県支出金といった依存財源では、令和3年度当初予算に比べ0.1%増の43億7,498万円を計上し、収支の均衡を図っております。

次に、そのほかの議案の大要について説明いたします。

議第8号は、条例の制定であります。教育長の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を新たに定めようとするものでございます。

議第9号は、条例の全部改正であります。農園付きコテージの管理について指定管理者によるものに改正しようとするものでございます。

議第10号から議第18号までは、条例の一部改正であります。

議第10号は、住民の利便性向上並びに業務の改善及び効率化を図るための行政手続における押印等の見直しに伴い、関係条例を整備するものであります。議第11号は、新年度からの実態に即した職員配置にあわせ職員定数条例の一部を改正するもの、議第12号は、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和と、育児休業を取得しやすい雇用環境整備等の措置が義務付けられたことによるもの、議第13号及び議第14号は、人事院勧告の内容に準じ、常勤の特別職、議会議員及び町職員の期末手当支給率を引き下げようとするものであります。議第15号は、消防団員の出動手当を見直し、出動報酬の創設等により消防団員の処遇改善を図ろうとするもの、議第16号は、責任共済法の改正に伴い消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた但し書きを削除するもの、議第17号は、国民健康保険事業の健全な運営を図るため税率を引き上げるとともに、地方税法の改正により未就学児に対し国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を講ずるほか、当該減額措置を踏まえ、国民健康保険税の減免に係る規定の整備等を行うもの、議第18号は、町営住宅の入居基準拡充のため結婚歴の有無及び扶養する子の年齢要件を撤廃するものであり、それぞれ所要の改正を行おうとするものであります。

議第19号は、公の施設の指定管理者の指定について、議第20号は、町道路線の認定について、それぞれ議決を求めるものでございます。

(補正予算)

議第21号は、令和3年度一般会計補正予算、議第22号は、令和3年度簡易水道特別会計補正予算、議第23号は、令和3年度介護保険特別会計補正予算であります。

一般会計では、ふるさと納税推進事業にふるさと納税の納税額増に伴う返礼品の送付等の費用398万円を追加、農業委員会活動事業に県補助金、農地利用最適化交付金を財源とした農業委員報酬424万円を追加、道路維持修繕事業に除雪作業の増加に伴う町道除雪作業委託料310万円を計上したほか、各事業の実績見込みにより減額調整するとともに、国県支出金や基金繰入金、町債等の財源を調整し、総額で1億1,549万円減額し、補正後の予算総額を67億1,251万円としております。

簡易水道特別会計では、施設建設改良費等の事業実績見込みに伴い、800万円を減額し、補正後の予算総額を5億6,050万円としております。

介護保険特別会計では、保険給付費を2,000万円減額し、補正後の予算総額を12億570万円としております。

その他、追加提案として人事案件2件を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、令和4年度における行財政運営の基本方針と、あわせて私の所信の一端を表明させていただきます、今議会に提出いたしました諸議案の大要について説明してまいりました。

また、審議の過程ではさらに詳細な補足説明もしながら、議会審議をお願いしてまいります。

何とぞ、議員の皆様のご活発なご審議をお願い申し上げますとともに、提案しております諸議案に対しご理解とご承認を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、白川町議会第1回定例会開会の町長説明とさせていただきます。

次に、鈴木教育長から、町の教育運営の基本方針について説明を行いますのでよろしく願いいたします。

白川町教育運営の基本方針

一昨年から始まった新型コロナウイルス感染症はこれまでに大きな6つの波が発生し、特に第6波では大人だけでなく、初めて町内の子どもにも感染が伝播しました。感染拡大を防ぐため、学校閉鎖や登園自粛もお願いしました。その間も学校等では常に子どもの健康状態を把握するとともにタブレットパソコンを用いたオンラインでの授業などにより、学びを止めない努力をしてくれました。保護者の皆様、地域の皆様にも多大なご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

新型コロナは今なお予断を許さない状況ではありますが、子どもはもちろん、町民の皆様の安全・安心な学びの場を確保し、感染防止と教育活動の両立に努めてまいります。

さて、令和4年度の教育方針についてご説明いたします。昨年は白川町第6次総合計画の構成に添って網羅的にご説明いたしました。今年は総合計画2年目に入りますので、要点を絞った説明にさせていただきます。

(1) 教育環境の充実について

① 学校再編及び教育施設の管理

ア 白川中学校と佐見中学校の統合及び佐見小学校について

本年4月1日には白川中学校と佐見中学校が統合し、新しい白川中学校として教育活動を展開してまいります。統合に関わり、議員各位をはじめ、関係の保護者の皆様、地域の皆様には学校統合にご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。学校名や校章、校歌等は現白川中学校のものと変わりませんが、これまで佐見中学校が地域とともに創り上げてきた文化・伝統を盛り込んだ新しい白川中学校の始まりです。

しかし、佐見地区からのスクールバス通学は生徒にとってかなり負担になることが予想されます。また、これまで自転車で通学する中学生の姿を見ることができた地域の皆様にとっても、それが見られなくなることの寂しさを感じられることと思います。統合1年目には、想定していなかった課題が生じるでしょうが、それら一つ一つを丁寧に解決し、1年後には「子どもたちが安心して学校生活を送り、統合してよかった」と言ってもらえるよう取り組んでまいります。本当に統合が完了するのは令和5年3月31日であるという認識のもとに取り組んでまいります。

さらに佐見小学校につきましては、昨年12月の定例会でお認めいただきましたように、現佐見中学校の校舎を一部改修し、8月に移転を行い、2学期から新しく佐見小学校とし

てスタートします。

現在、佐見小学校は少人数の強みである機動力を生かし、素早く実行に移すことによって非常に大きな成果をあげています。今後、学校運営協議会や地域学校協働本部の機能を発揮し、さらに保育園や地域との連携を強化し、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進してまいります。ただし、子どもの人数の急激な減少により「できないこと」が増えてくることは確かです。そこで、他校との対面での交流、あるいはオンラインでも大画面で臨場感が持てるようプロジェクターを使った交流など、指導方法の工夫改善をしてまいります。

これらと並行して、教育委員会は保護者や地域と懇談会を実施し、子どもの人数等を見据えながら将来の学校の在り方を検討してまいります。

なお、廃校となる校舎の有効活用については、教育委員会だけでなく関係部局と連携してこれに取り組んでまいります。

イ 学校再編の方針

令和2年1月、教育委員会が示した方針の根幹は、「白川町の教育の基本方針の一つである『0歳から15歳までの一貫教育の仕組みと内容の創造』のさらなる充実・発展を期して、将来的には義務教育学校『美濃白川学園』の創設を目指す。第6次総合計画の期間においては、子どもの身体的な成長や精神的な発達を考慮しながら、保育園や学校の統合によって、子どもの成長や発達に相乗的な効果が見込まれると判断できたところから計画的に統合をする。」としています。

先ほど述べました白川中と佐見中の統合、佐見小の存続についてもここに記してあり、この方針に則って進んでいます。今後の学校の再編については、昨年9月に刊行した「白川町立小・中学校一貫教育の基本構想」というパンフレットを用いて、学校や保育園の参観日に教育委員会から保護者へ説明しています。さらに今後、保護者を含めた地域ごとの説明・懇談会を開催していく予定です。

第6次総合計画の期間において、具体的に目指すところは現白川中学校を解体し、そこに施設一体型小中学校を建設する。そのためには、現在の白川小学校と蘇原小学校の統合、同時に、白川中学校と黒川中学校の統合について合意形成を必要とします。さらに、保育園については町立蘇原保育園を閉園させていただき、まずは5保育園、3小学校、1中学校という配置を考えています。

このような再編の方針に対して町民の意見がまとまってきた段階で、白川町立小・中学

校設置条例、白川町保育所条例など関係条例の改正について提案いたしますので、ご審議ご決定のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、新校舎の施設設備等はパンフレット「白川町立小・中学校一貫教育の基本構想」にも示していますが、子どもの成長・発達にとってよいものとなるようさらなる熟慮をしております。併せて、かねてから白川町学校給食センターの施設設備や配送車等の老朽化が進んでおり、今後の在り方を検討していくことも必要になってきます。

学校再編は単に学校の配置を変えるにとどまらず、未来の白川町をどのようにして活力のある町にしていくかという大きな事業です。議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

②教育指導の方針について

続いて、日常的な学校教育、幼児教育の方針や重点について述べます。

方針は令和2年度から「体験を通して、身体をつくり、言葉を育て『志の芽』を培う」としています。

コロナ禍で直接体験が難しくなり、オンライン等による間接的な体験に置き換わる傾向がありますが、白川町の学校や保育園、そして教育委員会では感染防止対策と教育活動を両立させ、直接体験ができるようがんばっています。オンラインでは主として視覚、聴覚を使っていますが、全身を使う直接体験から得るものが多いことは自明の理です。ただし、すべて直接体験ができるものではないので、両者のバランスが大切になってきます。

「身体をつくる」について、コロナの影響や徒歩通学、自転車通学の減少、生活様式の変化などにより、体幹、平衡感覚、力加減、目と手の協応動作などに問題が見られます。昨年の岐阜県の体力・運動能力調査においても、柔軟性、敏捷性、持久力など大きく低下したという結果が出ており、県でも運動の機会や運動の時間の確保を目指す取り組みをしようとしています。

白川町の小学校では各学校で、基本の運動、一輪車、縄跳び、サーキットトレーニング、ボール運動など素晴らしい取り組みをしています。令和3年度は各学校の実践状況を調査しましたが、令和4年度はそれらを統合した「身体づくりプログラム」の作成と実践を目指していきます。なお、特に幼児期、小学校低学年において、身体づくりは次に述べる言葉の発達と密接な関係があります。

「言葉を育てる」について、白川町の子どもたちは作文や読書感想文、夏休み研究作品などで多くの入賞があり、質の高さを物語っています。今後は、書き言葉だけでなく、話し合ったり、議論したりするという点での向上を目指していきます。また、白川町では多くの教員が教育実践論文を作成し、さらにその中で最優秀賞、優秀賞を獲得しているという素晴らしいものがあります。

このような姿が生まれるのはそれ相応の教育環境があるからです。例えば、白川町は「読書のまち宣言」を行い、保育園や学校だけでなく、町ぐるみの読書活動を推進しています。学校における国語科教育や言語活動は日本語の基礎的な力をつけるものです。さらに、日本語だけでなく、英語やプログラミング言語、数学で扱う数式など、これら文字や記号によって表現されたものは、その概念と使い方に固有の規則があるという点で、広い意味では言葉といえます。従って、言葉を育てることは学校教育、社会教育の重要な柱ととらえてこれを追究してまいります。

白川町の子どもたちが、「将来、自分は何々になりたい」という夢を語ったり、「将来、自分の力を社会で役立てたい」という志を抱いたりするようになってほしいものです。社会を支える一員になる芽を育てる、これが『志の芽』を培う」ということです。

ところが、全国的に、「自分には将来なりたいものがある」と答える数値が下がってきている傾向があります。このことに対して、子どもたちがいろんな人と関わり、その人の生きざまに触れ、そこから自分を見つめることが必要であると考えます。子ども同士で学び合うことはもちろん大切ですが、大人が学校教育に参加し、大人と触れ合う中で生き方を学ぶ環境も求められます。

白川町の「特色ある教育活動推進事業」「コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進」「地域行事への参加」などがそれに当たります。具体的には「ふるさと教育」で白川の伝統、文化、産業、自然などの講師をしてくださる方との触れ合い、「進路講話」や「日曜参観での親の話」など現在でも行っている活動について、その意義を再確認し、充実していきます。なお、生きざまに触れるには、対面だけでなく読書やICT活用などの方法も使っていきます。

以上、総合計画の施策1「教育環境の充実」についてご説明しました。

これ以降は施策2から4の社会教育関係、最後に施策5についてご説明します。ただし、この2年間、新型コロナウイルス感染症の影響で自粛や事業縮小、中止などがありました。

未だ終息に至っておらず、安全確保を優先し、状況を見ながら事業を推進してまいります。

(2) 社会教育関係について

町立図書館「美濃白川楽集館」については、昨年、換気設備を整え、長年の懸案であった閉架図書を整理し図書の循環を良くすることで、町民に親しまれ、利用しやすい図書館づくりを進めました。令和4年度は、特に白中と佐見中の統合、佐見小の移転に伴う図書館の整備を支援するとともに、「第3次白川町子どもの読書活動推進計画」のもとにブックトークなどを通して読書の面白さを伝え、「言葉を育てる」ことを支援します。

スポーツ振興については、引き続き1人1スポーツを目標に、スポーツ推進委員やスポーツリンク白川と連携して推進します。また、体育施設の修繕や照明のLED化等を行い、スポーツに親しみ、人と人とのつながりができる場所の確保に努めます。

公民館活動については、各種公民館講座、地域のサークル活動、公民館まつりなどの推進に向け、講師の発掘、ICTの活用などに努めます。

人々が集って芸能や文化に触れることは、心が豊かになり、つながりが深まり、そして町が元気になります。子どもを含め、多くの町民が芸能、文化への興味を持ち、白川町の歴史や文化に気づき、体験を通してその奥深さに近づけるよう、町文化協会への支援、国際音楽フェスティバル美濃白川実行委員会への支援を継続してまいります。また、地歌舞伎や漫俳、そしてパイプオルガンなど、白川町ならではの芸能や文化の保存と活用、さらに町内の文化財や民俗資料の保存と発掘、そして次世代に引き継いでいくために、専門的な知識や技能を有する人材の育成、関係団体の協力をさらに進めます。

中学2年生の「青雲のつどい」、二十歳の「成人式」について、昨年度はコロナ禍であっても時期の変更や方法の工夫によって実施してきました。令和4年度はこれらの事業の他に海山交流事業についても状況が改善すれば実施したいと考えています。

また、人権教育、命のふれあい講座、地域での見守り活動、ジュニアリーダーの育成など青少年健全育成活動を充実します。

(3) ふるさと白川を思い続ける心の醸成について

ふるさと白川を思い続ける心の醸成のために、まずは様々な体験を通して白川のよさを認識できるようにすることです。例えば、学校が総合的な学習で行っている、特色ある教育活動、伝統芸能、福祉活動、職場体験、茶摘み体験、郷土料理の調理実習など、また、各地域でなされている数々の行事があります。子どもたちが地域住民とともに行事に参加

し、役割を担い、最後までやり切ることから責任感や達成感が得られ、担い手として成長していきます。これらの体験を進めるにあたり、地域の人と触れ合うことが大切であると先ほどの『志の芽』を培う」でも述べました。

このように白川のよさを体験することはもちろんですが、発達段階から考えて小学校高学年から中学生ぐらいは白川の課題についても考え、その課題を解決する意欲、志を育てることが必要です。そのために、総合的な学習の時間などを利用して、子どもが自分のテーマを決め、その解決に取り組む学習ができるようにしてやりたいと考えています。

白川町では人口減少、少子化により地域行事の運営が厳しくなっています。ふるさと白川を愛する心は学校教育で行う計画的な活動だけでなく、生活基盤である地域での行事参加や地域の人との結びつきからじわりじわりと育成されます。どうか、活力ある地域が増えることを願います。

何とぞ、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げ、白川町議会第1回定例会開会の教育長説明とさせていただきます。